



平成28年11月2日

大和郡山市長 上 田 清 様

大和郡山市自治基本条例検証委員会

委員長 伊 藤 忠 通

大和郡山市自治基本条例の検証結果について（答申）

大和郡山市自治基本条例第32条の規定により、自治基本条例の検証を行うために設置された大和郡山市自治基本条例検証委員会において、社会情勢等に適合しているか、また、見直しの必要性などを慎重に議論した結果について、下記のとおり答申します。

記

別紙「大和郡山市自治基本条例の検証結果 答申書」のとおり

# 大和郡山市自治基本条例の検証結果

## 答 申 書

平成28年11月

大和郡山市自治基本条例検証委員会

## 1. はじめに

大和郡山市自治基本条例は、本市における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、市民、議会、行政のそれぞれの権利や役割・責務、まちづくりに関する基本的な事項を定め、自治の確立とこころ豊かに暮らせる地域社会の実現を図ることを目的として、平成24年4月から施行しています。

自分たちのまちで物事を考えたり、決めたりする場合に、どのような理念のもとに、誰がどのような役割と責務を担い、どのような方法で決めていくのかを定める「自治」の基本ルールとして最高規範性を有するのが自治基本条例であります。来春には施行されてから5年が経過することになります。

大和郡山市自治基本条例検証委員会では、時間の経過とともに生じる社会情勢等の変化に柔軟に対応するため本条例の検証を行い、慎重に議論を重ねましたので、その結果を答申します。

この答申書が、住民自治の進展の一助となり、日々の暮らしの中で共に生きるよろこびが実感できる地域社会の実現を目指すまちづくりに役立てられることを期待します。

## 2. 自治基本条例の検証について

大和郡山市自治基本条例第32条の規定により、条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会情勢等に適合するよう定期的に検討し、必要に応じて見直しを行わなければならないことになっています。そこで、検証を行うにあたり、学識経験者、公募による市民、住民団体、産業界、行政機関、教育機関で構成される大和郡山市自治基本条例検証委員会を設置しました。

委員会では、現行の条例を尊重しつつ、日々変化していく社会情勢に合っているか、また、見直しを行う必要な部分があるかどうかを中心に議論を行いました。また、各委員の様々な視点から意見交換を行い、協議を重ね、大和郡山市らしいまちづくりの推進にふさわしい条例であるかという視点から検証を実施しました。

### 3. 検証結果について

#### ① 自治基本条例の検討及び見直しについて

本条例については、社会情勢の変化などにより必要と考えられる条項は既に整備されており、各条文もまちづくりを進める上での基本ルールとして適切に表現されていることから、変更や修正の必要性はないとの結論に至りました。

#### ② 自治基本条例の効果について

平成24年4月に条例が施行された後、市民のまちづくりへの参加・参画という視点を中心に検証した結果、次のような効果がありました。

ア 市の重要な計画等を定める際には、市民アンケートやパブリックコメントを実施して意見を聴取するとともに、審議会等の委員を選任する場合においても、公募の委員を加えるように努めています。市民が参加する委員会やワークショップ等を開催し、策定された主な計画等としては、次のようなものがあります。

- ・第4次総合計画（12名の公募委員）
- ・近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本構想（4名の公募委員）
- ・女性行動計画（3名の公募委員）
- ・子ども・子育て支援事業計画（2名の公募委員）
- ・老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画（2名の公募委員）
- ・水道ビジョン（2名の市民が参加 ※平成28年度中に完成予定）

また、条例施行後、市民から選ばれた公募委員の方に参加いただいている審議会等の開催状況は次のとおりです。

年 度	審議会等の件数
平成24年度	5件
平成25年度	5件
平成26年度	6件
平成27年度	6件

平成28年度	6件
--------	----

イ 自治基本条例の理念をもとに制定した条例や制度等としては次のようなものがあり、市民ニーズに即した行政運営や施策を推進しています。

- ・公益通報に関する事務取扱要綱制定（平成24年）
- ・業務継続計画〔BCP〕策定（平成25年）
- ・手話に関する基本条例制定（平成27年）
- ・犯罪被害者等支援条例制定（平成28年）

ウ 市民と協働(官民連携)して実施している施策としては次のようなものがあります。

- ・まちづくりアイデアサポート事業
- ・自治会との協働による防犯灯LED化事業、防犯カメラ設置事業
- ・消防団との連携による空家調査事業
- ・ネーミングライツ（やまと郡山城ホール、総合公園施設市営球場）
- ・金魚マイスター、郡山城天守台石垣の語り部

これらの施策の中で、まちづくりアイデアサポート事業は、市民が自主的なアイデアに基づき、無償の労力提供を基本として、まちづくりに主体的に参加していただくことを目的に、市民グループの公益活動に関する費用の一部を支援する事業です。条例施行後は、認定団体が年々増加傾向にあります。

年 度	認定団体数
平成24年度	16団体
平成25年度	16団体
平成26年度	21団体
平成27年度	26団体
平成28年度	32団体

### ③ 自治基本条例検証委員会からの意見について

自治基本条例検証委員会において、条例の検証を行っていく中で、様々な意見交換や議論が交わされました。次のとおり、委員会としての意見を述べますので、関係部署におい

ては、業務遂行の参考としていただくことを求めます。

ア 自治基本条例制定後、条例のホームページへの掲載や、条例文がセットになっているパンフレットの市役所や各支所等への設置などの周知活動を行っていますが、市民への認知度はそれほど高くないと思われます。

市民が市政等に主体的に参加、参画する環境を整え、自治を推進していくためには、自治基本条例の基本理念やまちづくりの基本原則などが浸透していることが何よりも重要です。

自治基本条例が広く市民に認知されるよう、市民に対する情報伝達手段に工夫を凝らし、更なる周知に努めることを求めます。

イ 自治基本条例第29条では、「市政に関わる重要事項について、直接市民の意志を確認するため、住民投票の制度を設けることができる」となっており、自治体によっては常設型の住民投票制度（住民投票条例）を設けているところもあります。

しかし、常設型の住民投票制度（住民投票条例）に関しては、投票資格や請求に必要な署名数など重要な論点が多くあり、より慎重な議論が必要であることから、早急に設ける必要はないと考えます。

#### ④ 自治基本条例逐条解説書の修正について

逐条解説書については、新しい制度や現在の運用状況から、一部修正が必要との結論に至ったため、次のとおり記載します。

#### 《第17条（出資法人等に対する指導）の【解説】》

現行	修正案
本条文では、市全体の財政運営の健全化を図っていくという観点から、市が「資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人」や市の職員を派遣している法人の運営状況を把握し、その結果について公表するとともに、効率的な行財政運営に努めるべく適正に監督指導し、法人の目的、効果、必要性を精査、	本条文では、市全体の財政運営の健全化を図っていくという観点から、市が「資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人」や市の職員を派遣している法人の運営状況を把握し、その結果について公表するとともに、効率的な行財政運営に努めるべく適正に監督指導し、法人の目的、効果、必要性を精査、

<p>検討しなければならないことを規定しています。</p> <p>なお、本条でいう法人とは、地方自治法第221条第2項の規定に基づく市長の予算執行に関しての調査権が及ぶ法人等であり、具体的には、<u>(社) シルバー人材センター、土地開発公社、(財) 文化体育振興公社、(福) 社会福祉協議会</u>があげられます。</p>	<p>検討しなければならないことを規定しています。</p> <p>なお、本条でいう法人とは、地方自治法第221条第2項の規定に基づく市長の予算執行に関しての調査権が及ぶ法人等であり、具体的には、<u>(公社) シルバー人材センター、(一財) 文化体育振興公社、(福) 社会福祉協議会、(一社) 観光協会</u>があげられます。</p>
<p>公益法人制度改革や土地開発公社の解散に伴い、現状を鑑み修正する。</p>	

《第20条（個人情報保護）の【解説】》

現行	修正案
<p>本条文は、市が保有する個人情報の保護について定めています。</p> <p>第1項において、市は、「市民の知る権利」を保障し、市の「説明責任」「情報公開」を遂行していくと同時に、市民の人権、プライバシー等を守っていかねばならない重要な責務があることを定めています。公平、公正で信頼できる市政運営を進めるためには、市の保有する個人情報の適正な管理を図っていく必要があります。</p> <p>また、第2項では、個人情報の保護については、別に定めることを規定しています。本市においては、平成15年4月1日に施行された大和郡山市個人情報保護条例がこれにあたります。</p>	<p>本条文は、市が保有する個人情報（<u>番号制度による特定個人情報を含む。</u>）の保護について定めています。</p> <p>第1項において、市は、「市民の知る権利」を保障し、市の「説明責任」「情報公開」を遂行していくと同時に、市民の人権、プライバシー等を守っていかねばならない重要な責務があることを定めています。公平、公正で信頼できる市政運営を進めるためには、市の保有する個人情報の適正な管理を図っていく必要があります。</p> <p>また、第2項では、個人情報の保護については、別に定めることを規定しています。本市においては、平成15年4月1日に施行された大和郡山市個人情報保護条例がこれにあたります。</p>
<p>マイナンバー（個人番号）制度が開始したことにより追加する。</p>	

《第23条（公益通報）の【解説】》

現行	修正案
<p>本条においては、平成18年4月1日に施行された公益通報者保護法に基づき、公益通報者の保護について定めています。</p> <p>第1項では、市政運営において、違法な行為について公益のための通報が行われる場合の体制の整備、確立をしなければならないことを規定しています。</p> <p>また、第2項では、公益通報を行った者が不利益を受けないよう適切な措置を講じることを明確化することとしています。</p> <p>また、第3項では、公益通報について必要な事項は、別に定めることを規定しています。</p>	<p>本条においては、平成18年4月1日に施行された公益通報者保護法に基づき、公益通報者の保護について定めています。</p> <p>第1項では、市政運営において、違法な行為について公益のための通報が行われる場合の体制の整備、確立をしなければならないことを規定しています。</p> <p>また、第2項では、公益通報を行った者が不利益を受けないよう適切な措置を講じることを明確化することとしています。</p> <p>また、第3項では、公益通報について必要な事項は、別に定めることを規定しています。<u>本市においては、平成24年4月1日に施行された大和郡山市職員の公益通報に関する事務取扱要綱がこれにあたります。</u></p>
<p>条項に基づき委任された要綱が整備されたことにより追加する。</p>	

《第32条（条例の検討及び見直し）の【解説】》

現行	修正案
<p>第1項では、この条例が時間の経過とともに生じる社会情勢等の変化に柔軟に対応し、常にまちづくりの最高規範としてその役割を果たし続けるために、5年を超えない範囲でその内容を検証し、見直すことを定めています。</p> <p>また、第2項では、検討や見直しにあたり、条例の実効性を高めるために委員会を設置することを定めています。</p> <p>第3項では、第2項に規定する条例の検討及び見直しを行う委員会の組織並びに運営に関し、別</p>	<p>第1項では、この条例が時間の経過とともに生じる社会情勢等の変化に柔軟に対応し、常にまちづくりの最高規範としてその役割を果たし続けるために、5年を超えない範囲でその内容を検証し、見直すことを定めています。</p> <p>また、第2項では、検討や見直しにあたり、条例の実効性を高めるために委員会を設置することを定めています。</p> <p>第3項では、第2項に規定する条例の検討及び見直しを行う委員会の組織並びに運営に関し、別に</p>



<p>に定めることを規定しています。</p>	<p>定めることを規定しています。<u>本市においては、平成 28 年 7 月 1 日に施行された大和郡山市自治基本条例検証委員会運営要綱がこれにあたります。</u></p>
<p>条項に基づき委任された要綱が整備されたことにより追加する。</p>	

#### 4. まとめ

大和郡山市自治基本条例の規定に基づき、本条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるか、社会情勢等の変化に伴う適合状況、他市条例の見直し状況及び本市条例との比較、本条例の効果や課題等、幅広い視点から慎重に議論し、検証を行いました。

検証の結果、現時点においては、本条例を見直す必要性はないとの結論に至りました。その主な理由としては、社会情勢等の変化などにより必要と考えられる条項は既に整備されていることや、審議会等への公募委員参加、本条例の理念に基づく制度等の構築並びに市民との協働による施策の実施等の効果が現れていることが挙げられます。

その一方で、本条例の市民への認知度という課題が明確になりました。認知度が高くないという点は、委員全員が感じており、市民が主体的に参加、参画し、まちづくりを推進していくためには、より一層の周知に努める必要があります。

今後も、更なる市民の参加、参画や市民との協働の推進に努め、市民への自治基本条例の理念の浸透、認知度の向上を図り、市民主体の自治の実現をめざしていただきたいと考えます。

## 参考資料

### ◎大和郡山市自治基本条例検証委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	所 属	氏 名	備 考
委員長	奈良県立大学 学長	伊藤 忠通	学識経験者
委員	大和郡山市自治連合会 会長	植村 俊博	住民代表
委員	昭和工業団地協議会 会長	白井 輝幸	産業界
委員	大和郡山市顧問弁護士	飯島 敬子	学識経験者
委員	郡山女性ネットワーク 会長	亀岡 静代	住民代表
委員	公募委員	住田 明秀	住民代表
委員	公募委員	浅井 眞智子	住民代表
委員	大和郡山市 副市長	吉村 安伸	行政機関
委員	大和郡山市校園長会 会長	嘉幡 敬司	教育機関

### ◎大和郡山市自治基本条例検証委員会 開催概要

第1回	平成28年9月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の選出について</li> <li>・大和郡山市自治基本条例について</li> <li>・自治基本条例の検証について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	平成28年11月2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書(案)について</li> </ul>

## ◎大和郡山市自治基本条例検証委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大和郡山市自治基本条例（平成23年3月大和郡山市条例第2号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づく条例の検討及び見直しを行うにあたり設置された大和郡山市自治基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）について、大和郡山市附属機関設置条例（平成26年9月大和郡山市条例第10号）第2条の規定に基づき、その組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例の検討及び見直しに関すること。
- (2) その他条例の運用に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、議長となり、会議を運営する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。